施設基準等院内掲示

○当院は、保健医療機関の指定を受けています。
○当院は、次の施設基準について、九州厚生局長へ届け出ています。

《基本診療料》

・時間外対応体制加算 1
・情報通信機器を用いた診療に係る基準

《特掲診療料》

・別添 1 の「第 9」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援診療所
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
・在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注 13、在宅がん医療総合診療料の注 8 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算
・在宅がん医療総合診療料
・在宅時医学総合管理料の注 15 及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算
・がん性疼痛緩和指導管理料
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算

情報通信機器を用いた診療に関する掲示

当院では、情報通信機器を用いた診療を行っております。

1.情報通信機器を用いた診療の初診において

厚生労働省の指針に基づき、初診においては以下の処方は行えません。

・麻薬及び向精神薬の処方
・基礎疾患等の情報が把握できていない場合、処方日数は 7 日間を上限とします。

2.情報通信機器を用いた診療の実施体制

・診察を行う医師は、厚生労働省の指定する「オンライン診療研修」を修了しております。
・原則として、当院が訪問診療を行っている患者様ならびに当院へ通院可能な患者様を対象としております。
・対面診療が必要と判断した場合は、速やかに来院をお願いするか、往診・訪問診療を行います。また、適切な医療機関を紹介する場合があります。
・「D to P with N（看護師同行型)」の運用の場合は、看護師等が患者様に　付き添い、医師と連携して診療を行います。

3.セキュリティおよび個人情報の保護

・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、通信の暗号化や適切な情報管理を行っております。
・診察はプライバシーが確保された静かな環境で行います。

緩和ケア　ゆい診療所　院長

2026 年 9 月 1 日作成